

就農応援隊登録制度実施要領

(目的)

第1条

この要領は、ぎふ農業・農村基本計画が目指す「多様な担い手づくり」を推進するため、就農相談から研修、営農定着までの過程を積極的に応援する「就農応援隊（以下「応援隊」という。）」を登録し、活動内容を広く情報発信すること等により、地域全体で農業の担い手を支援する機運の醸成を図る。

(定義)

第2条

応援隊は、その活動地域により、次のとおり定義する。

(1) 地域就農応援隊

就農相談から営農定着までの過程を積極的に応援する団体等で構成され、地域就農支援協議会と連携して活動し、地域就農支援協議会の活動範囲を主な活動地域とする。

(2) 広域就農応援隊

就農相談から営農定着までの過程を積極的に応援する団体等で構成され、規約及び代表者の定めがあり、岐阜県全域を主な活動地域とする。

(登録要件)

第3条

登録制度の対象となる応援隊は、次のすべてを満たすものとする。

(1) 就農相談から営農定着までの過程の積極的な応援が期待されること。

(2) 地域就農応援隊については、地域就農支援協議会からの推薦があること。

(登録申請)

第4条

(1) 地域就農応援隊

登録を希望する地域就農応援隊は、「就農応援隊登録(更新)申請書」(様式第1号)を作成し、主な活動地域にある地域就農支援協議会(1つの地域就農応援隊の活動範囲が2つ以上の地域就農支援協議会の区域にわたる場合にあつては、原則として主たる地域就農支援協議会とする。以下同じ。)に提出する。

地域就農支援協議会は、申請があつた就農応援隊登録申請書に「就農応援隊登録推薦書」(様式第2号)を添付し、県農林事務所を經由し知事に提出する。

(2) 広域就農応援隊

登録を希望する広域就農応援隊は、「就農応援隊登録申請書」(様式第1号)を作成し、知事に提出する。

(登録)

第5条

知事は、登録申請のあった応援隊が第3条各号の登録要件を満たすと認められる場合は、当該応援隊を登録し「就農応援隊登録証」（様式第3号）を交付するものとする。

2 応援隊の登録期間は、登録した年度から起算して、5年間を超えない年度末までとする。

（応援隊の取り組み）

第6条

登録された応援隊は、第4条に規定する登録申請書に記載した取り組みを積極的に推進するものとする。

（登録内容の変更）

第7条

登録された応援隊は、次のいずれかに該当するときは、「就農応援隊登録制度登録内容変更届出書」（様式第4号）により、知事に報告（地域就農応援隊の場合は、地域就農支援協議会、県農林事務所を經由）するものとする。

- 1 名称若しくは代表者、構成団体を変更したとき
- 2 主な対象品目、主な活動内容を変更したとき
- 3 その他登録申請書記載事項等に変更が生じたとき

（登録の取消し）

第8条

知事は、登録された応援隊から「就農応援隊活動中止届出書」（様式第5号）の提出があった場合、又は第3条の(1)に規定する取り組みを行わない等応援隊として適当でないと認められた場合には、登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された者は、すみやかに登録証を県に返還しなければならない。

（登録の更新）

第9条

登録を更新しようとする場合は、登録期間の満了日の1カ月前までに「就農応援隊登録（更新）申請書」（様式第1号）を提出しなければならない。

（登録された応援隊への支援等）

第10条

知事は、県の広報媒体等を利用して登録された応援隊の取り組みを広く周知するものとする。

2 知事は、登録された応援隊の取り組みに応じて支援することができる。

（その他）

第11条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

様式第1号(第4条、第9条関係)

就農応援隊登録(更新)申請書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 ○○就農応援隊

代表者の職・氏名

就農応援隊登録制度実施要領第4条(第9条)の規定により、下記のとおり申請します。

記

応援隊名		
代表者職・氏名		
主な活動地域		
主な対象品目		
構成団体		
主な活動内容		
連絡先	所属名	
	住所	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
	担当者名	

※広域就農応援隊の場合は、規約を添付してください。

様式第2号(第4条の(1)関係)

就農応援隊登録推薦書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇地域就農支援協議会

代表者の職・氏名

〇〇就農応援隊から別紙のとおり就農応援隊登録申請書の提出があり、就農相談から営農定着までの過程を積極的に応援することが期待されますので、就農応援隊登録制度実施要領第4の(1)の規定により、推薦します。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

就農応援隊登録内容変更届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 ○○就農応援隊

代表者の職・氏名

就農応援隊登録制度実施要領第 7 条の規定により、下記のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

記

項目	変更内容

様式第 5 号 (第 8 条関係)

就農応援隊活動中止届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 ○○就農応援隊

代表者の職・氏名

就農応援隊登録制度実施要領第 8 条の規定により、下記のとおり就農応援隊の活動を中止（休止）しましたので届け出ます。

記

活動中止（休止）の理由

就農応援隊登録証

第 号

(応援隊名) 様

次代を担う新規就農者を積極的に
応援する「就農応援隊」として
貴団体を登録します

平成〇年〇月〇日

岐阜県知事

印